



相談コーナー

子育てに関する情報は4ページをご覧ください。

小郡市消費生活相談

契約トラブル、悪質商法被害等の消費者相談を受け付けます。

- ▶日時 毎週月・火・木・金曜日 / 午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶会場・問い合わせ先 小郡市消費生活相談室 (市役所南別館3階 ☎ 72-2111 内線 144)

心配ごと相談

暮らしや家庭での問題など、さまざまな悩みや相談に応じます。

- ▶期日
 - ▷一般相談 4月5日(木)・19日(木)
 - ▷弁護士相談 4月12日(木)・26日(木)
- ※弁護士相談は予約が必要です。12日の相談は5日(木)、26日の相談は19日(木)の午前9時から電話受付、先着6人。
- ▶時間 午後1時～4時
- ▶会場 総合保健福祉センター「あすてらす」
- ▶申込・問い合わせ先 小郡市社会福祉協議会 ☎ 73-1120

身体障害者補聴器相談

- ▶日時 4月4日(水) / 午後1時～2時
- ▶会場 福祉課
- ▶問い合わせ先 福祉課社会福祉係 (内線 442)

教育相談

- ▶日時 毎週月～金曜日 / 午前9時～午後5時
- ▶会場 教育センター内教育相談室 (旧宝城幼稚園)
- ▶電話番号 フリーダイヤル ☎ 0120-73-7867
- ▶問い合わせ先 教務課教務係 (内線 512)

交通事故相談

- ▶日時 4月6日(金)・10日(火)・17日(火)・24日(火) / 午前10時～午後4時
- ▶会場 市役所北別館2階第2研修室
- ▶問い合わせ先 総務課防災・庶務係 (内線 244)

行政相談

行政の仕事や特殊法人の仕事について、苦情や要望をお受けします。

- ▶日時 4月2日(月) / 午前10時～午後3時
- ▶会場 市役所北別館2階第2研修室
- ▶問い合わせ先 総務課防災・庶務係 (内線 244)

婦人母子相談

DVや母子家庭の悩み、また母子家庭の母、児童に対する就学支度・修学資金などの相談を受け付けます。

- ▶県相談日時 4月4日(水) / 午前9時～午後4時
- また、母子家庭等の生活の安定と自立に向けた相談や情報提供の援助を行っています。
- ▶市相談日時 月・火・木・金 / 午前9時～午後4時
- ※5日(木)までに予約をした人のみ 8日(日) / 午前9時～午後4時の相談を受け付けます。
- ▶会場 福祉課(8日のみ総合保健福祉センター「あすてらす」 ☎ 72-6666)
- ▶申込・問い合わせ先 福祉課社会福祉係 (内線 442)
- ※なお久留米保健福祉環境事務所では月曜から金曜まで女性に関する相談を受け付けています。(午前8時30分～午後5時15分) ☎ 30-1072

特設人権相談

- ▶日時 4月20日(金) / 午前10時～午後3時
- ▶会場 人権教育啓発センター (旧健康センター)
- ▶問い合わせ先 人権・同和対策課 (内線 432)

家庭児童相談室

児童(0～18歳)の健全育成と児童福祉の向上を図るために設けられています。お子さんについての心配ごとを家庭や学校、地域社会とのかかわりの中で考え、解決のためのお手伝いをします。専任の相談員が相談に応じ、内容によっては専門機関等への紹介をします。秘密は厳守します。

- ▶相談日 月・火・木・金 (祝日を除く) / 午前9時～午後4時
- ▶会場 市福祉事務所内家庭児童相談室 (市役所東別館)
- ※相談は来室を原則としますが、電話でも受け付けています
- ▶問い合わせ先 福祉課児童家庭係 (内線 445)

心の健康相談

毎日の生活の中で起きてくるさまざまな心の悩みや不安、行動、お酒の問題などで困っている人の相談を受け付けます。

- ▶日時 午後1時30分～3時
- 一般相談：毎週木曜日
- アルコール相談：毎月第2水曜日
- ▶会場 久留米総合庁舎
- ※電話にて申込が必要です。
- ▶申込・問い合わせ先 久留米保健福祉環境事務所 ☎ 30-1076

市国保年金課年金係で「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。申請書は年金係

手続きはカンタン

平成18年度中に学生納付特例制度を受けていた人でも年度が変わると再度申請が必要になります。

申請は毎年度必要!!

付が義務付けられます。「学生納付特例制度」は、在学期間の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この特例制度を受けていれば、万が一のときも障害年金が支給されるので安心です。



学生の皆さん

国民年金保険料納付が困難なときは「学生納付特例」の申請を!

20歳になつたら、学生でも国民年金に加入し、保険料納

にありません。

手続きに必要なもの

- ① 学生証 (コピー可) または在学証明書
- ② 認印 (本人が署名する場合は不要)
- ③ 年金手帳 (家族でも本人に代わり手続きできます)

対象となる学生の範囲

- 大学 ● 短大 ● 大学院 ● 専門学校 ● 専修学校 ● 各種学校 ● 予備校 (夜間、定時制、通信課程を含む)
- なお、学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校および海外の学校は対象となりません。
- 届出・問い合わせ先 国保年金課年金係 (☎ 72-2111 内線 423)